

京都市産業廃棄物処理指導指針策定に当たっての議論の方向性

1 指針策定の趣旨

この指針は、循環型社会を構築し、温室効果ガスの削減にもつながるよう、事業者が行う産業廃棄物の適正処理及び3R（発生抑制、再利用及び再生利用）を効果的に推進していくための本市の取組について、基本的な方向性を定めるもの

2 産業廃棄物をめぐる課題

（1）国内における課題

ア 排出抑制・リサイクルの更なる推進

限られた資源の下で、持続可能な発展を図るため、2030年（令和12年）までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することが求められている（SDGsのゴール・ターゲット）。

イ 適正処理の確保

中国等の外国政府によるプラスチック等の固体廃棄物の輸入規制（平成29年末～）に伴って、これまで国外に輸出していた廃棄物について国内で処理する体制の構築が必要となっているほか、減少傾向にあるものの依然として行われている産業廃棄物の不法投棄をはじめとした不適正な処理を防ぐことなど、国内における廃棄物の適正処理の確保が課題となっている。

ウ 産業廃棄物処理業者の地域との共生

産業廃棄物の処理業は、事業者が排出する産業廃棄物を適正に処理し、循環型社会を構築するうえで重要な役割を担っているものの、その施設の立地に当たっては、周辺の住民から反対を受けることが多い。

（2）本市における具体的な課題

産業廃棄物実態調査（取りまとめ作業中）の結果を踏まえ、具体的な課題を確認し、それを踏まえて検討を行う。

3 本市の役割

事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、事業者自らの責任により適正処理しなければならず、また、再生利用等による減量化に努めなければならないとされている。

本市としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、引き続き、産

業廃棄物の不適正な処理をしっかりと取り締まるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者が行う3R（発生抑制、再利用及び再生利用）の取組を促進していく必要がある。

4 指針策定のポイント

指針1 排出抑制・リサイクルの更なる推進

- ・ 動脈産業と静脈産業の融合による排出抑制・リサイクルの推進
- ・ 国内処理が求められる廃プラスチック類等の分別・リサイクルによる円滑な処理の推進
- ・ 公共工事におけるリサイクル資材の更なる活用と活用事例情報の提供
- ・ 少量排出事業所における分別・リサイクルの推進
- ・ リサイクルに関する情報の提供
- ・ 排出抑制・リサイクルのための排出事業者による優れた取組に対するインセンティブの付与
- ・ I C Tを活用した効率的な産業廃棄物の処理の推進（電子マニフェストの利用促進等）
- ・ 排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を効率的に選択できる仕組みの構築

指針2 適正処理の確保

- ・ 産業廃棄物の不法投棄の根絶
- ・ 有害廃棄物（P C B廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物）の適正処理の完全実施
- ・ 新素材（太陽光パネル等）の廃棄物処理の技術に関する情報収集
- ・ 災害廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化（公益社団法人産業資源循環協会との連携）

指針3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

- ・ 産業廃棄物処理業者の地域活動への参加の啓発
- ・ 産業廃棄物の処理に対する正しい理解を深めるための市民への啓発
- ・ 産業廃棄物処理業の社会的な役割等についての広報

5 取組指標

産業廃棄物実態調査（取りまとめ作業中）の結果を踏まえて、具体的に設定しようとする取組指標を検討

6 その他

（1）本市の取組に対する点検・意見聴取

引き続き、学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政で構成する京都市産業廃棄物3R推進会議を設置し、産業廃棄物の適正処理及び3Rに関する本市の取組状況について定期的な報告と点検を行うとともに、循環型社会の構築に向けた本市の取組に対する意見を聴取する。

（2）本市の関連する施策との連携

事業者が、産業廃棄物とともに排出する事業系一般廃棄物に関する施策や、循環型社会の構築による地球温暖化対策など、関連する本市施策と密に連携し、施策を推進していく。

（3）見直し

10年後の令和12年度を目途として、社会経済情勢や産業廃棄物の処理に関する技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直す。